

携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

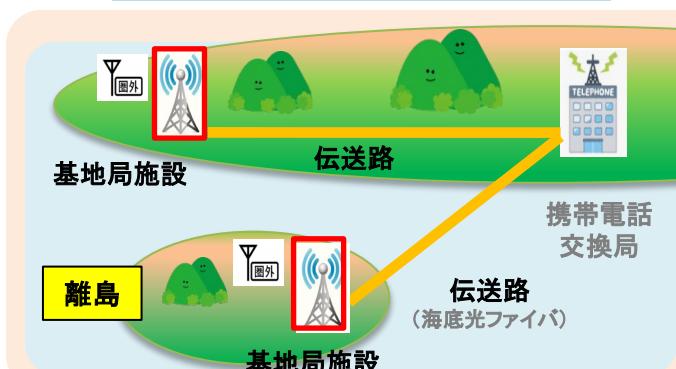
補助メニュー	補助内容	補助率		
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体	【1社整備】	
		国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10
高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	【複数社整備】	国 2/3	都道府県 2/15 市町村 1/5
		事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等	【1社整備】	【複数社整備】
		国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3 無線通信事業者等 1/3

※離島の場合、補助率はかさ上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）

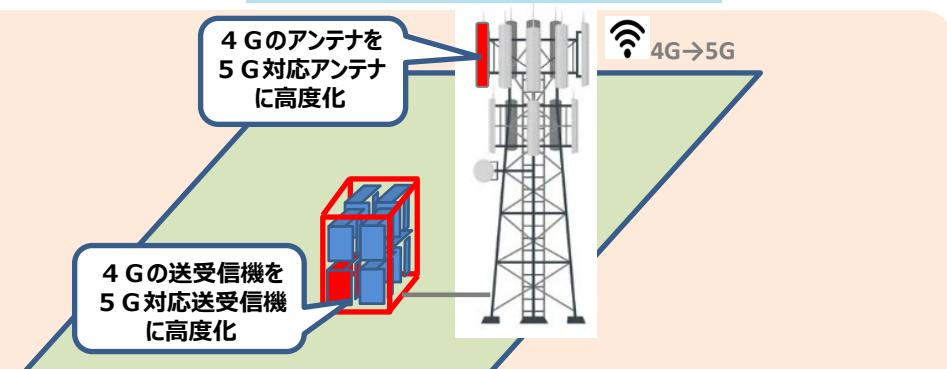
※伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



令和7年度予算額 情報通信インフラ整備加速化パッケージ 39.9億円の内数

(令和6年度当初予算額:78.0億円の内数、令和6年度補正予算額:26.2億円の内数)

高度無線環境整備推進事業

- ・5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- ・また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者 令和7年度当初予算額

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯) 情報通信インフラ整備加速化パッケージ

39.9億円の内数

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

(自治体の場合)

【離島】*

国(※1)(※3) 4／5	自治体 1／5
------------------	------------

*光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1／2	自治体 1／2
----------------------	------------

(※1)地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ

(※2)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1／3

(※3)民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3／4(離島)、
1／2(その他条件不利地域)

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4／5	3セク・民間 1／5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3／4	3セク・民間 1／4
------------------	---------------

(※4)海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3／4

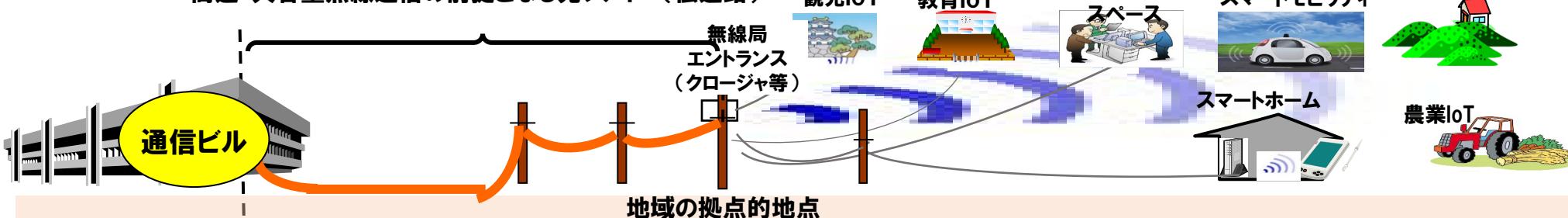
(※5)高度化を伴う更新を行う場合、3／4、

2／3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)

(※6)高度化を伴う更新の場合、2／3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



- ・新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- ・本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

消防防災施設整備費補助金（林野分）

林野火災による被害を軽減するため、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）を整備する市町村等に、当該整備事業に要する経費の一部を補助

1 採択要件

林野火災対策を講ずる必要のある地域内の市町村等から採択

2 補助率

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 一般地域 | 1／3 以内 |
| (2) 振興山村 | 5. 5／10 以内（財政力指数が0.44以下の市町村に限る） |

3 補助基準額

(1) 防火水槽（林野分）

- | | |
|------|----------|
| ① 有蓋 | 3, 505千円 |
| ② 無蓋 | 2, 878千円 |
| ③ 無底 | 2, 878千円 |

(2) 救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

計 140, 536千円

- | | |
|--------------|-----------|
| ① ヘリコプター離着陸場 | 55, 077千円 |
| ② 資機材保管等施設 | 22, 759千円 |
| ③ 空中消火等資機材 | 11, 550千円 |
| ④ 自家給油施設 | 51, 150千円 |

4 事業主体

(1) 防火水槽（林野分）

市町村（指定都市、特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）

(2) 救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

地方公共団体

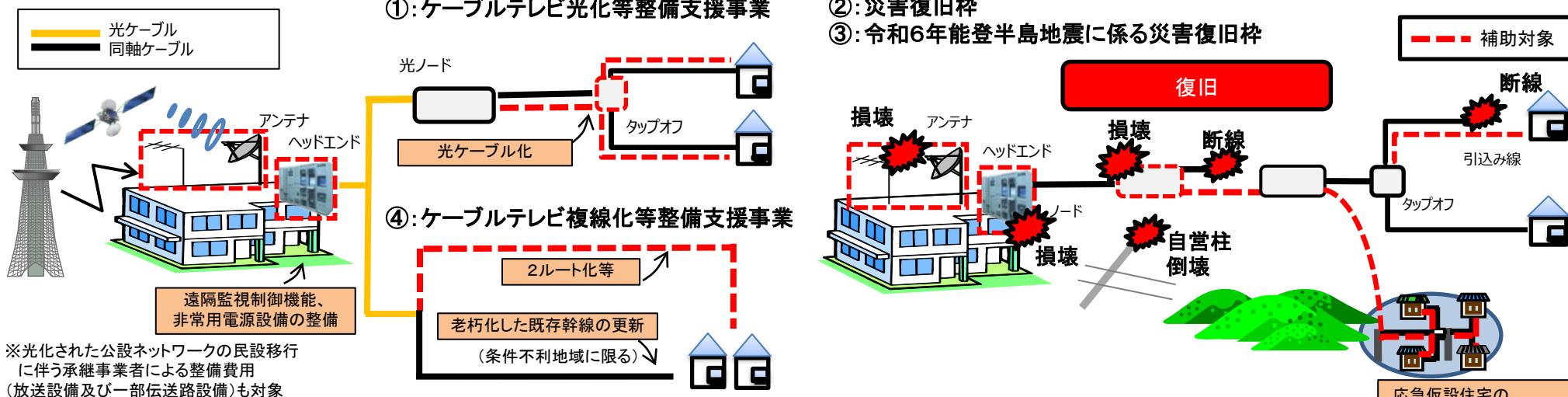
5 創設年度

昭和45年度

[担当課：消防庁特殊災害室]

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



(事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

(事業スキーム) 補助事業

(補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村

※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る

(補助率) ①④(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) :1/2、(2)第三セクター(承継事業者) :1/3

①※財政力指数0.5超の自治体は1/3

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3

② : 1/2、③ : 2/3

(補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

③※総務省予算で過去に整備した設備以外の復旧、仮設住宅のエリア化も対象

④※非常用電源設備単独の整備も対象

(計画年度) 平成30年度～

【令和7年度当初予算	8.2億円】
【令和6年度補正予算	21.1億円】
【令和6年度当初予算	12.5億円】

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 (辺地共聴施設の高度化支援)

- 令和7年度は、山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

○ 事業主体

- 市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
- 市町村、市町村の連携主体

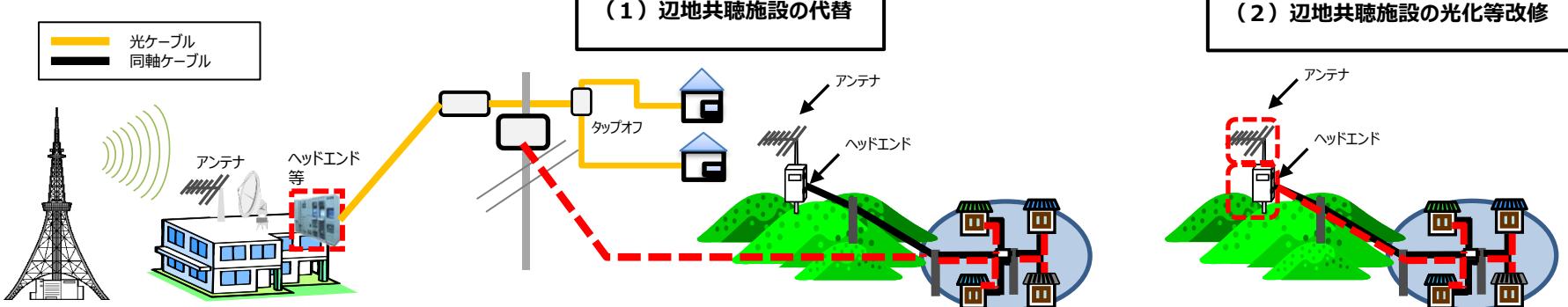
○ 補助率

- 辺地共聴施設の代替 : 2/3
- 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2

【令和7年度予算額 10.0億円の内数】

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

- 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※中継局が廃止にならない地域に限る。
※辺地共聴施設(同軸ケーブル)の光化を伴うケーブルテレビ(IPマルチキャスト方式によるものを含む。)による代替に必要な伝送路設備等を含む。
※代替については、既設施設の撤去費用を含む。



民放ラジオ難聴解消支援事業

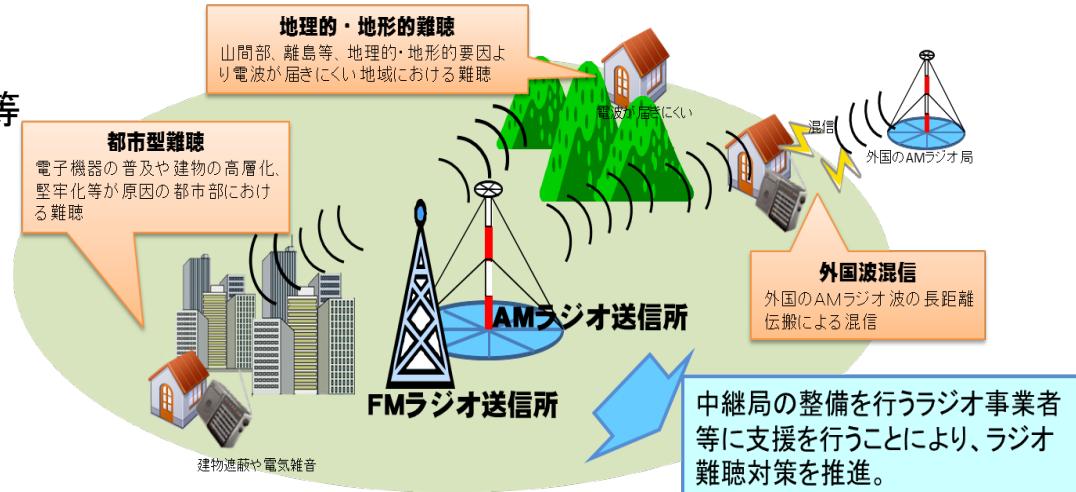
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体 等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信 2／3
・都市型難聴 1／2



3 令和7年度予算額

2.4億円



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7当初予算額：5.6億円
(R6当初予算額：5.6億円)
※内閣府予算計上

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の**地域産業の担い手を確保する必要があるが**、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

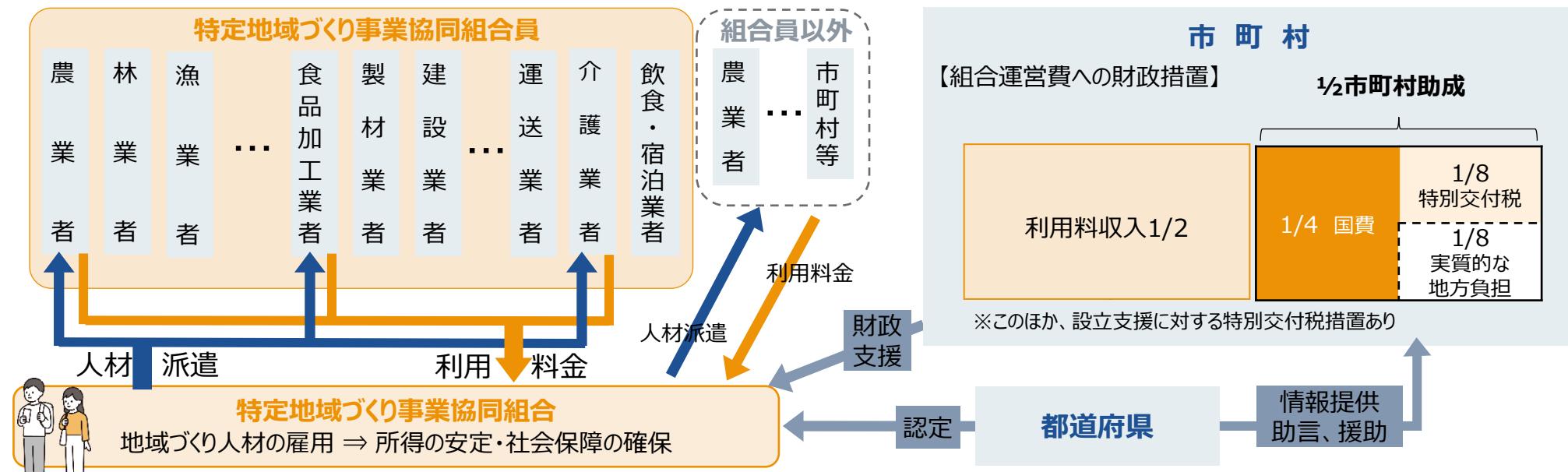
人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
(員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和)

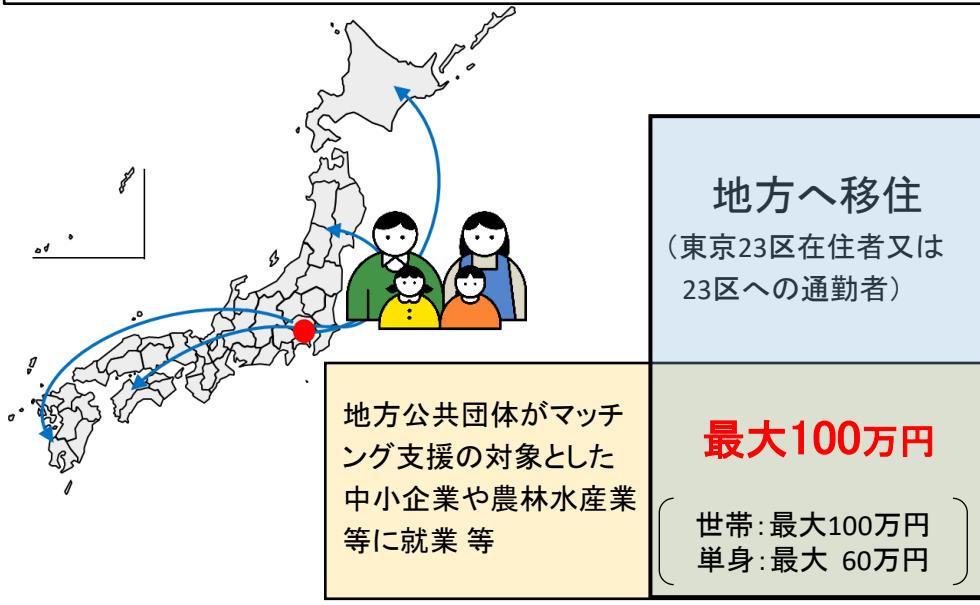
取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保



地方創生移住支援事業

○地方へのUIJターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI

- 東京圏※1から地方への移住者 年間10,000人（2027年度）
※上記は本事業（地方創生移住支援事業としてのKPI）

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金（移住・起業・就業型）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域※2を除く）

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

事業概要

東京23区内に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
- ①地域の中小企業※3や農林水産業等への就業
 - ②地域課題の解決を目的とした起業※4
 - ③テレワークにより移住前の業務を継続※5

等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要があり

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給